

<詳細な家事・育児支援内容>

家事支援	○できる（例）	×できない（例）	備考
①食事の準備・後片付け	・調理（下ごしらえ、味付け） ・配膳 ・片づけ ・テーブル拭き	・特別な手間をかけて作る料理（お正月料理等） ・来客の応接（飲物や食事の手配等）	日常的に利用者が担っている家事の範囲での同居家族分の支援も対象とする。
②衣類の洗濯及び後片付け	・おむつの洗濯（手洗い含む） ・洗濯物を干す ・洗濯物を畳む ・タンス等への片づけ	・特別な手間をかけて行う洗濯（カーテン等の大型洗濯物の洗濯、セーター等の手洗い等） ・アイロンかけや裁縫など	日常的に利用者が担っている家事の範囲での同居家族分の支援も対象とする。
③居室等の掃除・整理整頓	・日常的に使用しているリビング、居間、寝室、台所等の簡易な掃除（掃除機、床拭き等の程度のもの） ・新聞や雑誌等の簡易な片づけ ・トイレ、風呂及び洗面所の簡易な掃除	・ガスコンロ、シンク等の掃除 ・エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸、窓、玄関等の掃除 ・年末の大掃除 ・床のワックスがけ ・浴室のカビ取り ・庭の掃除（植木の水やり、剪定、草むしり等） ・引っ越しの手伝い	日常的に利用者が担っている範囲の掃除であれば、可とする。
④生活必需品の買物	・近隣のスーパー、コンビニエンスストア等で購入可能な食材及び日用品の買物	・出産祝いのお返し等の買物 ・家具、電気器具等の購入 ・その他日常生活必需品以外の買物	購入に係る費用は、利用料に含まない。（利用者の実費負担とし、立替払は行わない）
育児支援	○できる（例）	×できない（例）	備考
①授乳・食事の援助	・湯沸かし、ポット等への移替え ・粉ミルク調合 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片づけ ・授乳の手伝い（ミルク授乳を含む） ・食事の手伝い		・ヘルパーが1人で対象児の世話をすることは可とするが、必ず利用者が同席の下に支援を実施する。
②おむつ交換の援助	・おむつの交換 ・おむつ交換用の物品の準備 ・交換した紙おむつの廃棄		

③沐浴の援助	・ベビーバスの用意、片づけ ・沐浴の援助及び衣服の着脱		
④兄弟姉妹（就学前）の世話	・食事及びおやつの手伝い（見守り） ・トイレの手伝い及びオムツの交換	・保育所等の施設、各種行事及び習い事への送迎 ・兄弟姉妹の遊び相手及び託児	
⑤外出時（病院受診等）の付き添い	・利用者、対象児及び兄弟姉妹の通院、健診、予防接種等の付添い（ヘルパーとの現地待ち合わせは、可とする。）	・保護者の同伴のない外出 ・冠婚葬祭等の付添い ・ヘルパーの自家用車への同乗	・外出時は保護者の同伴を必須とする。 ・付添いは、原則として市内とする。 ・兄弟姉妹のみの外出支援を主目的とする内容は、利用不可とする。
○その他、事業ではできないこと			
・郵便物の投函や持込み ・銀行への振り込み、引き出し ・市役所への申請手続き等 ・自動車の給油、洗車、清掃 ・ペットの世話 ・家の室内外の修理・修繕（ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等） ・自営業の場合の仕事の手伝い ・クリーニング店への受け渡し ・上記の他、急を要しない家事・育児支援は対象外 ※作業工程に対して、常識の範囲を逸脱する詳細な指示は不可			